

岩手県医療局管理規程第8号

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局臨時職員就業規則の一部を改正する規程

医療局臨時職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第9号から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（企業職員就業規則第34条第9号に規定する子をいう。以下この号において同じ。）を養育する臨時職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 臨時職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第9号から第11号まで、第15号から第17号まで又は第24号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>臨時職員が、企業職員就業規則第34条第9号に規定する子等（以下この号において「子等」という。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子等の世話又は同条第9号に規定する養育する子の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u></p> <p>(3)～(8) [略]</p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。